

八代地域在宅医療・介護連携支援センター広告入り エンディングノート作成業務仕様書

第1 業務名称

八代地域在宅医療・介護連携支援センター（以下「センター」という。）広告入りエンディングノート作成

第2 業務内容

協働発行者の業務内容は、令和7年度発行分から令和9年度発行分までのセンター広告入りエンディングノート（以下「冊子」という。）作成に関する次の業務とする。

- 1 企画、編集、印刷等製本に関する業務
- 2 広告の募集及び掲載
- 3 その他センターが提供する行政情報の掲載

第3 協定締結

- 1 センターと協働発行者は、業務の実施に当たり協定を締結する。
- 2 協定締結期間は、協定締結日から令和9年度発行数の冊子の検収日までとする。

第4 印刷物の企画、内容等

- 1 品 名 八代地域在宅医療・介護連携支援センター エンディングノート
- 2 編 集 等

企画、編集、印刷、製本等に係る一切の業務は協働発行者が行うこと。また、校正及び制作はセンターと十分協議の上行うこと。

3 規 格 等

- (1) サ イ ズ A4版冊子
- (2) 印 刷 フルカラー
- (3) 紙 質 上質紙 90kg（予定）
- (4) ページ数 30ページ程度。
- (5) 記載内容

記入者のプロフィールや医療、介護、葬儀等に対する希望などを分かりやすく書き留めることができるもので、記入者が自身の将来について考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるような内容とする。また、八代地域在宅医療・介護連携支援センターから提供する行政情報（関係機関一覧等）4～6ページ程度も掲載する。

4 数 量 4,000部／年度

令和8年度及び令和9年度発行分は別途協議する。

第5 納入期限等

1 納入期限（年度発行数量を2回に分ける）及び納入場所

納入場所	1 回目		2 回目	
	納入数	納入期限	納入数	納入期限
八代地域在宅医療・介護連携支援センター （八代市役所 高齢者支援課内）	2,000	令和7年 12月25日	1,300	令和8年 5月28日
氷川町役場 福祉課	500	（木）	200	（木）

2 回目の納入期限は在庫数で前後することがあります。

令和8年度及び令和9年度は別途協議する。

2 配布期間（予定）

令和7年度発行分	検収	1 回目（R7.12.25 検収）	2 回目（R8.5.28 検収）
	配布	R8.1.5～R9.2.28	
令和8年度発行分 （予定）	検収	1 回目（R9.2月末検収）	2 回目（R9.5月末検収）
	配布	R9.3.1～R10.2月末	
令和9年度発行分 （予定）	検収	1 回目（R10.2月末検収）	2 回目（R10.5月末検収）
	配布	R10.3.1～R11.2月末	

3 その他

- (1) 行政情報を掲載するために必要な文書データは市から提供する。
- (2) 行政情報に関するページのイラスト、デザイン、地図等の書き起こしは協働発行者が行う。
- (3) 校了後の電子データ（PDF形式）を市へ提供する。なお、データは全ページのものとして広告を削除したものとする。
- (4) 協働発行の旨を冊子に明示すること。
- (5) 令和8年度発行分以降は、前年度版の情報を更新して発行する。

第6 費用の負担

冊子の編集、印刷製本、納品等に係る費用は、協働発行者が全額負担する。

第7 業務分担

- 1 協働発行者は、冊子の作成に当たり、協働発行者が募集する広告収入を活用して、編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- 2 広告募集は協働発行者の責任で行うものとする。
- 3 発行に関する責任
 - (1) 協働発行者は、冊子発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く）の全てについて、一切の責任を負う。
 - (2) センターと協働発行者は、冊子の発行に関し、第三者から苦情等が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
 - (3) 広告に関する責任は、協働発行者又は広告主が負うものとし、センターは一切責任を負わない。

- (4) センターは、協働発行者の責任に帰する理由により、発行に支障が生じた場合は発行を中止することができる。この場合において、中止のために要する費用は、協働発行者が負担する。
- (5) 協働発行者は、協定期間内では落丁や乱丁などの差替え要望に対応する。

第8 広告の掲載要件

- 1 協働発行者が冊子に掲載できる広告の仕様及び内容は、八代市広告掲載要領（別添1）、八代市広告掲載基準（別添2）及び関連法規を遵守するものとする。
- 2 広告の内容は冊子の記載内容に関連するもの又は高齢者福祉に関連するものとする。
- 3 広告主及び広告内容については、八代市（氷川町は八代市に準ずる）の承認をえること。
- 4 広告主が八代市及び氷川町に納税義務がない場合は、承認の申請時に広告主の主たる事業所の所在地市区町村の納税証明書を提出すること。
- 5 広告は、表紙と背表紙には掲載しないこと。
- 6 冊子全体に占める広告の割合については、表紙周り（4ページ）を除く総ページ数の30%以下とする。
- 7 センターは協働発行者に対し、広告物のデータに不正な言語等が含まれていないことを確認するため、広告物データの提出を求めることができる。この場合、協働発行者は速やかに求めに応じるものとする。
- 8 広告原稿内には、必ず「広告」の表示をし、市の事業と直接関係がない旨を明記すること。
- 9 情報の掲載に当たっては、市販の図書、冊子、インターネット及びマスメディアから得た情報、その他第三者に著作権のある情報の無断掲載は一切しないこと。やむを得ず、情報の転載が必要な場合は、必ず版元の承諾を得た上で、現行に出展を明記するとともに、センターにその旨報告すること。

第9 配布及び広報

- 1 納品後は、市役所及び町役場、医師会、地域包括支援センターの窓口等への配架及び講演会等を通じて市民に配布する。
- 2 原稿の電子データは、市ホームページ等へ掲出できるものとする。ただし、この場合におけるデータは、広告を含む全ページの電子データとする。

第10 留意事項

- 1 掲載面やレイアウトは市民に分かりやすいものとし、センターと協議の上決定すること。
- 2 センターから内容に関する協議や調整の要請があった場合は、速やかに対応できるよう十分な連絡体制をとること。
- 3 本文中の行政情報に関する著作権は、市に帰属する。

第 1 1 その他

- 1 業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 事業の運用に疑義が生じた場合は、センターと協働発行者の双方で協議を行うものとし、協議が整わない場合は、センターの解釈によるものとする。